

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」の認定基準（案）

1. 境界・名称に関する基準（案）

番号	認定基準（案）	認定基準の詳細（案）	添付資料（案）
1 境界・名称に関する基準			
ア	地理的に画定された区域であること	<p>○「地理的に画定された区域」は、次の要件を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域の位置、範囲が図面上で確認できること。 ● 法的に又は現場における目視や GPS 機器により確認することができる境界線（土地所有界、地形等の境界、敷地境界、法令区域の境界等）であること。 	<p>○GIS データがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Shape ファイル、KML ファイル等の GIS データ <p>○GIS データがない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域の位置を明らかにした縮尺 1/25,000 以上の地形図 ● 区域の範囲を明らかにした図面（縮尺は区域の範囲及びその付近の状況が明確に分かる程度のものを用いること。また、用いた境界線の根拠を明示すること）（※） <p>（※）地籍測量が未終了の土地所有界を区域の境界に用いる場合は以下の資料で代替するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域を示した公図（不動産登記法第 14 条第 1 項に基づく地図に準ずる図面） ● 公図を基に区域の境界線を図示した縮尺 1/25,000 以上の地形図
イ	区域の面積が算出されていること	<p>○「区域の面積」の算出は、次の方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIS データがある場合は、GIS データから面積を算出すること。 ● GIS データがない場合は、法的な書面で示された面積情報、又は法的な図面若しくは実測から算出された面積情報を活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面等から面積を算出する場合は、面積算出の根拠が分かる資料や面積計算図
ウ	名称が付されていること	<p>○「名称」は、次の要件を満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区域の自然的特徴若しくは地理的特徴に由来する名称又は統治責任者、管理責任者若しくはそれらの統治や管理に貢献する者に関連する名称であること。 ● 他の主体の権利を侵害するおそれのある名称（区域と何ら関係を有さない商標登録された固有名詞や法人・個人の名前が含まれる名称）でないこと。 ● 公序良俗に反する名称でないこと。 	—

2. ガバナンス・管理に関する基準（案）

番号	認定基準（案）	認定基準の詳細（案）	添付書類（案）
2.1. 管理権限に関する基準			
2.1.1 管理権限の存在			
ア	区域内の土地に対する統治責任者及び管理責任者が特定されていること	<p>○「統治責任者」とは、国際自然保護連合（IUCN）のガイドラインによれば「区域にかかる意思決定と管理に権限と責任を負う者」のことをいい、国内に当てはめた場合には、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>①区域の土地の所有者（以下「統治責任者①」という。）。</p> <p>②法令・条例等に根拠を有する指定等（指定等の目的に沿った管理が適切になされることで、生物多様性保全に貢献しているものに限る）がされている土地を区域とする場合、当該指定等を行う者（以下「統治責任者②」という。）。</p> <p>○「管理責任者」とは、国際自然保護連合（IUCN）のガイドラインによれば「区域の今現在の管理に責任を負う者」のことをいい、「統治責任者」と同一の者の場合や、「統治責任者から管理委託を受けている者」「区域内の土地の賃借権を有する者」「土地の用益物権を有する者」等の場合も含むものとする。</p> <p>○申請にあたっては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者は、統治責任者又は管理責任者の立場を有すること。ただし、地方公共団体の長、協議会の長その他の申請を代表する者が、複数の土地をとりまとめて申請することは妨げない。 ● 申請者の基本情報（氏名、連絡先等）が申請書に記載されていること。 ● 区域の土地に対するすべての統治責任者①、管理責任者の基本情報（氏名、連絡先等）が申請書に記載されていること（やむをえず、同一の土地における統治責任者①又は管理責任者のいずれかが確知できない場合を除く）。ただし、申請者が統治責任者②の場合は不要とする。 	<p>○申請者が、統治責任者①の立場を有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統治責任者①の権原を確認することができる不動産登記情報を記載した書類 ● 管理責任者の同意書（申請者と同一の場合を除く。） <p>○申請者が、管理責任者の立場を有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統治責任者①の権原を確認することができる不動産登記情報を記載した書類 ● 統治責任者①の同意書（申請者と同一の場合及び過失がなく統治責任者①を確知することができないとき等やむを得ない場合を除く。） ● その土地の管理を負っていることが分かる書類（貸借契約書等） <p>なお、申請者が、統治責任者①及び管理責任者の両方の立場を有する場合（例：自己所有地と管理委託を受けている土地を併せて申請する場合）は、上述のそれぞれの立場に必要な書類を添付することとする。</p> <p>○申請者が、統治責任者②の立場を有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請に係る区域が当該法令・条例等に根拠を有する指定等された区域に含まれること及び当該法令・条例等による管理内容が確認できる書類 <p>○申請者が、申請を代表する者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請する土地に対するすべての統治責任者①及び管理責任者からの委任書（やむをえず、同一の土地における統治責任者①又は管理責任者のいずれかが確知できない場合を除く） ● 申請する土地に対するすべての統治責任者①及び管理責任者がその立場を有していることを確認できる書類（上述したそれぞれの立場において必要となる書類）
イ	統治責任者、管理責任者が区域境界に同意していること	<p>○「同意」については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 同意書等により、区域内の統治責任者①及び管理責任者から区域境界について了解を得た由を確認できること。ただし、申請者が、統治責任者②の場合は、これらの個別の了解を必要とせず、認定主体が別途実施するパブリックコメントの結果をもって同意を得たものとみなすことができるものとする。 	<p>○申請者が、統治責任者①の立場を有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理責任者の同意書（申請者と同一の場合は不要）（再掲） <p>○申請者が、管理責任者の立場を有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統治責任者①の同意書（申請者と同一の場合及び過失がなく統治責任者①を確知することができないとき等やむを得ない場合を除く。）（再掲）

			<p>○申請者が、統治責任者②の立場を有する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請に係る区域が当該法令・条例等に根拠を有する指定等された区域に含まれること及び当該法令・条例等による管理内容が確認できる書類（再掲）
2.1.2 管理の衡平性			
ア	統治責任者、管理責任者及び関係者に暴力団員等の反社会的勢力が含まれないこと	<p>○ここでいう「統治責任者」「管理責任者」が法人の場合には、法人の役員や支店長等を含むものとする。</p> <p>○「関係者」とは、統治責任者又は管理責任者の経営を支配し、又は事業若しくは経営に実質的に関与したと認められる者や、統治責任者や管理責任者が利用し、又は資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしている者などを指すものとする。</p> <p>○「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 誓約書又は申請者の定款等
イ	管理の衡平性に疑念を生じさせる訴訟等の紛争が存在しないこと	—	<p>○必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事実関係を説明した資料
ウ	統治責任者、管理責任者がそれぞれ複数の者から構成される場合には、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されていること	<p>○「意思疎通が図られる機会が設定されていること」については、意思疎通の方法は問わないが、年に一度以上の機会が設定されていることとする。</p>	<p>○既存の協議会等が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定款等その他の意思疎通の機会や頻度が確認できる文書 <p>○既存の協議会等が存在しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統治責任者及び管理責任者全員が同意した意思疎通の方法、頻度を示した文書
2.2. 管理措置に関する基準			
2.2.1 管理措置に関する基準			
ア	区域の管理目的が明確化されていること	<p>○「管理目的が明確化されていること」については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理計画その他の文書により区域の管理目的が確認できること。 ● なお、区域の生物多様性の価値の維持を主たる目的としていない場合でも、管理目的が明確化されていれば差し支えないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理目的を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等の記載部分
イ	管理措置の内容が明確化されていること	<p>○「管理措置の内容が明確化されていること」については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理計画その他の文書により区域における管理措置の内容が確認できること。 ● なお、行為制限や意図的に人為的な手を加えないという管理についても、管理措置に含むことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理措置の内容を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等の記載部分
ウ	管理措置の内容が法令等に違反する行為ではないこと	—	<p>○確認を求められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事実関係を説明した資料

2.2.2 管理体制の長期継続性に関する基準			
ア	統治責任者及び管理責任者が法人、団体の場合には、解散する予定がなく、統治責任者及び管理責任者としての立場の期間が継続すること	<p>○統治責任者及び管理責任者の体制について申請時点で変更が生じる可能性が見込まれる場合は、予め申請書等に明記することとする。</p> <p>○土地の所有又は貸借等について期限が存在する場合は、契約関係書類又は過去の実績から、モニタリングの頻度に合わせた概ね5年程度の継続管理が見込まれることが確認できることとする。</p>	<p>○土地の所有又は貸借等について期限が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該期限までの期間等が確認できる書類(年度契約等の場合は、過去5年間の契約実績が確認できる書類)

3. 生物多様性の価値に関する基準（案）

番号	認定基準（案）	認定基準の詳細（案）	添付資料（案）	
3 生物多様性の価値に関する基準				
ア	<p>区域の全部又は一部が次のいずれかの価値を有すること ただし、区域の全部が次のいずれかの価値を有する場合であっても、当該価値と一体的関係を有するより広い範囲が認められる場合にあつては、当該範囲の他の統治責任者又は管理責任者との調整が困難である等、やむを得ない事由により当該区域のみの申請にならざるを得ない場合に限る。 また、区域の一部が次のいずれかの価値を有する場合にあつては、当該区域が現に一体的に管理されていること、及び当該生物多様性の価値を保全する上で効果的と認められる必要最小限の区域の場合に限る。</p>	<p>○区域の面積についての下限は設定しないものとする。</p>	—	
	保全上重要な場	<p>(1) 公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値</p>	<p>○「公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要里地里山・重要湿地・重要海域・特定植物群落・巨樹巨木林 ● 上記と同様の観点で地方公共団体が選定する場 ● 民間団体が専門家の知見及び客観的な指標に基づいて、我が国を対象として全国的な視点から選定した場 	—
		<p>(2) 原生的な自然生態系が存する場としての価値</p>	<p>○「原生的な自然生態系が存する場」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然林、自然草原（植生自然度9, 10（※）を参考のひとつにできる） ● 上記以外で「原生的な生態系」に該当すると考えられるものについては、その根拠となる考え方を明記すること。 <p>※植生自然度は、植生（群落）に対する見方のひとつであり、植生の評価には総合的な視点が必要であることに留意</p>	—
		<p>(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値</p>	<p>○「二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動的・モザイク的な土地利用が行われた結果として、二次的自然に特有の生物相・生態系が成立した場を構成する農地、ため池、二次林・人工林、草原など ● 社叢林などの林、ため池・自然水路、二次草原（半自然草原）、氾濫原・谷津田等の低地・湿地など ● 二次林、二次草原（植生自然度4, 5, 7, 8（※）を参考のひとつにできる） <p>※植生自然度は、植生（群落）に対する見方のひとつであり、植生の評価には総合的な視点が必要であることに留意</p>	—

	<p>(4) 在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、次に掲げる付随する生態系サービスを提供する場としての価値</p> <p><生態系サービスの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養（調整） ・炭素固定（調整） ・防災減災（調整） ・景観、観光、教育（文化的） ・都市内の緑地といった癒やし・レクリエーション（文化的） ・食料や原材料といった自然資源の利用（供給） 	<p>○「在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、次に掲げる付随する生態系サービスを提供する場」とは、在来の普通種を含む多様な動植物の生息・生育の場（周辺環境と比較して、多様な動植物の生息・生育の場も含むものとする。）であるとともに、例えば安全な水・食料の確保や暮らしの安心・安全といった生態系サービス（例示のとおり）をもたらす場であることをいうものとする。なお、自然再生を目的として動植物を人為的に導入している（する）場合、遺伝的多様性にも可能な限り配慮することとする。</p>	—
	<p>(5) 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場としての価値</p>	—	—
保 全 上 重 要 な 種	<p>(6) 希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値</p>	<p>○「希少な動植物種」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境省レッドリスト掲載種 ● 自治体のレッドリスト又はレッドデータブックの掲載種 ● 行政文書において、重要性が高いと評価されている種 	—
	<p>(7) 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値</p>	<p>○「その生態に特殊性のある種」とは、次の例によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、特殊な生態をもつと評価されている種 	—
保 全 上 重 要 な 機 能	<p>(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって不可欠な場としての価値</p>	<p>○「動物の生活史にとって不可欠」とは、対象動物の生活史において区域の果たす役割が明確であり、区域の環境が損なわれることにより個体群の生息に影響が生じることが推測されることをいうものとする。</p>	—
	<p>(9) 既存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連結性を高める機能を有する場としての価値</p>	<p>○「連結性を高める機能」について、区域が獣害を誘引することが明らかである場合には、獣害の抑制のための管理措置を併せて実施していることが望ましい。</p> <p>○気候変動適応の観点でのこれらの機能も含むものとする。</p>	—
イ	<p>アに該当することを、論文、文献資料その他の資料によって客観的に示すことができること</p>	<p>○「論文、文献資料その他の資料」とは、区域の生物多様性や生態系サービスに関する現況が適切に説明されている資料をいうものとする。なお、行政文書、査読論文等の第三者による確認がなされた資料により説明されることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域の生物多様性や生態系サービスに関する説明資料 ● 区域の有する生物多様性の価値及び区域と関連の深い自然環境の状況を明らかにした写真並びに撮影位置及び方向を示した図面

4. 管理による保全効果に関する基準（案）

番号	認定基準（案）	認定基準の詳細（案）	添付書類（案）
4.1 管理の有効性に関する基準			
ア	区域の管理目的及び管理措置の内容が、3. アに掲げた生物多様性の価値に負の影響を与えるものではなく、長期的な域内保全に貢献するものであること	<p>○「区域内の生物多様性の価値に負の影響を与えるものではなく、長期的な域内保全に貢献するもの」については、管理計画書等における管理目的及び管理措置の内容が、3. アに掲げた生物多様性の価値の維持に貢献していることを申請ごとに総合的に判断するものとする。</p> <p>○ここでいう「長期的」については、管理措置の期間を5年、10年など一律に規定できるものではなく、例えば伐採のように一時的には場の状況を攪乱するような管理措置であっても、当該管理措置が区域の有する生物多様性の価値の長期的な保全に貢献することをケースバイケースで定性的に判断するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理措置の内容を明記した管理計画書（再掲） ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等の記載部分（再掲）
イ	区域の管理が通年で行われていること。ただし、年間の一部の時期のみ行われている管理措置により生物多様性の価値の通年保全が図られている場合は、この限りではない。	<p>○区域の生物多様性の価値を長期的に保全するためには通年の管理を実施することが望ましいが、一時期のみの管理措置により周年保全が十分に図られている区域も存在する。そのため、管理措置が年間の一部の時期のみ行われている場合は、生息生育する生物の生活史との対応関係など、区域の生物多様性の価値の保全において当該管理措置の果たす役割が管理計画書等で明確に説明されていることを条件とするものとする。</p> <p>○「生物多様性の価値の通年保全が図られている」への該当性については、管理計画書等における管理措置の実施時期及び区域の生物多様性の価値に関する年間の状況を踏まえて、個別に判断するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 管理措置の実施時期及び区域の生物多様性の価値に関する年間の状況を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等の記載部分
ウ	3. アに掲げた生物多様性の価値に対する脅威が特定されており、有効と考えられる対策が検討又は実施されていること。	<p>○ここでいう「脅威」とは、「顕在化した脅威」又は「潜在的な脅威」であって、申請時点において、3. アに掲げた生物多様性の価値に対して、明らかに負の影響を及ぼしている、又は及ぼす蓋然性が高く、何らかの対策を行わなければ、その生物多様性の価値を大きく劣化させるおそれのあるものをいい、例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 密猟又は盗採等の行為 ● 外来種の侵入又は拡大 ● 水質又は土壌等の汚染 	<p>○脅威が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の文書のいずれか ✓ 脅威の内容及び脅威に対して有効と考えられる対策を明記した管理計画書 ✓ 管理計画書が策定されていない場合は、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等の記載部分
エ	3. アに掲げた生物多様性の価値に影響を及ぼす現行又は将来の開発計画が存在しないこと。	○ここでいう「開発」とは、区域の管理目的以外の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新築及び増改築をいうものとし、管理措置の一部として実施されるものは含まないこととする。	<p>○開発計画が存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発計画の概要及び実施される配慮措置の内容が確認できる資料

4.2 モニタリングと評価に関する基準			
ア	<p>次のいずれかに該当すること。ただし、人為的な手を加えないことを含む現状の管理措置を継続することによって、土地の大きな改変を予防するとともに、3.アに掲げた生物多様性の価値を大きく劣化させるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) モニタリング調査を概ね5年に一度の頻度で実施している又は実施する見込みであり、その内容が妥当であること</p> <p>(2) 区域内の動植物種の生息生育状況が、自治体のレッドリスト評価における調査又はモニタリングサイト 1000 調査等によって把握されており、場の状態に大きな変化がないことが少なくとも5年に一度の頻度で確認されている又は確認される見込みであること</p>	<p>○ア各号に定める調査又は確認を実施する際には、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査又は確認の対象となる生物種又はその他の項目が、区域の有する生物多様性の価値の維持に直接的又は間接的に関係していること。 ● 対象とする生物種又はその他の項目の調査又は確認に適した手法で行っていること。 ● 区域内及び周辺地域の自然環境に精通している者又は区域の有する生物多様性の価値に関連する有識者（学識経験者等）が調査又は確認に関与していることが望ましい。 	<p>○(1)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査の対象項目、実施時期及び頻度、実施体制、有識者等が調査に関与している場合、当該有識者等の経歴、専門分野等を記したモニタリング計画書
イ	<p>4. 2. アに定める調査又は確認の結果について、概ね5年に一度、環境省の設置する専門家委員会に提出できる見込みであること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自然再生協議会、地域連携協議会その他の専門家を含む幅広い関係者で構成される協議会等の適切な評価主体が存在し、確認又は調査結果を当該評価主体に提出し、評価を受ける見込みである場合</p> <p>(2) 人為的な手を加えないことを含む現状の管理措置を継続することによって、土地の大きな改変を予防するとともに、3.アに掲げた生物多様性の価値を著しく劣化させるおそれがない場合</p>	—	—